

令和3年9月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和3年9月17日開会

丸亀市農業委員会

令和3年 9月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年9月17日(金) 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

13. 谷本 公紀

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

その他の出席者

香川県農業会議 総務課長 丸山 和伸

議事日程

農政に関する議題

1. 農業者年金の加入推進について
2. 令和4年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

土地に関する議題

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

議案第56号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第57号 非農地証明願について

報 告

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第22号 許可申請の取下願について

令和3年9月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和3年9月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、本日机の上にお配りしました資料の確認をお願いします。①「総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と次回日程）、②農政情報、③チラシ「グループでの農作業を支援してみませんか」を置いています。それでは、活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、出席の記載をお願いいたします。持参されていない方は、帰宅後記入をお願いします。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から令和3年9月の定例総会を開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 改めまして、おはようございます。秋雨前線の関係で、野菜を作っている方は、畝立てもできないということで、大変だと思います。その上に、台風14号が近づいていて、雨も風も非常に強いというようなことです。それから今年は米価が9,600円ということで、すごく安くなりました。そんなことも併せて、農家の意欲がだんだん低下していくと思っています。意欲が低下していきますと、遊休農地も増えてきますが、委員の皆さんには、7月、8月の非常に暑い中、遊休農地の実態調査にご協力をいただきました、本当にありがとうございます。今行っている農政を転換しない限り、この遊休農地の発生というのは、なかなか止まらないと思っています。台風が迫っているので、その準備もあろうかと思しますので、審議が極力短時間で終わりますように、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは議事を進めさせていただきます。本日の出席委員は、15人でして、過半数の方が出席されますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、2番宮武副会長と3番尾野委員をお願いいたします。

農政に関する議題に入ります。本日、提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題として、議題1「農業者年金の加入推進について」、議題2「令和4年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 本日は香川県農業会議の丸山課長にお越しいただいています。農業者年金の加入推進について、ご説明をいただくので、十分お聞きになってください。それでは、よろしく申し上げます。

●香川県農業会議（丸山和伸君） 失礼いたします。私は香川県農業会議で農業者年金などを担当している丸山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。日頃は、農業者年金を始め、遊休農地の調査など、また農地転用について厳正な無断転用の防止活動など、委員の皆様にはご協力いただきまして、誠にありが

とうございます。私の方から審議の前に、少しお時間をいただきまして、農業者年金につきまして、ご紹介とお願いのご説明をさせていただきたいと思っています。資料ですが、2種類、議案書とともに、送っていただいていると思います。こちらの、黄色っぽい「農業者年金のメリット」という冊子と、もう一つが、1枚ものの「農業者年金で老後生活のサポート」という資料です。まず、「農業者年金のメリット」の方を開いていただきまして、説明をさせていただきます。農業者年金につきましては、ご案内の方もいらっしゃると思いますが、昭和46年からスタートした制度でして、およそ50年近い制度です。この制度は農業委員会の皆様、それからJAの皆様の方とご協力いただきながら進めてきた制度です。活動として、主には、加入者の方の管理や加入推進をお願いしています。加入推進の実績につきましては、令和2年度は香川県下では13件の新規加入者がいらっしゃいました。現在の直近の状況ですが、県下で8月までの実績で5名いらっしゃいまして、丸亀市につきましても、7月に1名加入いただいたところです。本当にありがとうございます。丸亀市につきましては、一部上場企業もあるような非常に大きな工業地帯もありながら、農業も非常に盛んでして、集落営農を私が担当していますが、都市部の活動それから農業分野の活動が非常に熱心な地域でして、私どもとしましても非常に感謝申し上げている地域です。加入状況はそういうことでして、国全体としましては、加入者13万人を実現しようという目標を立てていまして、加入推進に取り組んできました。一応その目安として今年の7月に13万人は達成している状況です。都道府県ごとに目標数というのを定めていまして、香川県につきましては26名ということで現在取り組んでいます。資料をご覧くださいと、農業者年金に限らず年金制度の特徴や必要性について、2ページに出ています。農業者は長生きということで、日本人の男性の平均寿命が81歳で、農業者は、若干長くて87歳となっています。それから女性は、男性より6歳ほど長生きであるという状況です。下側のところですが、高齢農家夫婦の現金支出は月額24万円という試算があります。これは総務省や農林水産省の統計ですが、およそこれぐらい、一般的にはかかるという統計です。それから隣の3ページ目ですが、「老後生活の頼りは公的年金」というところでありまして、農業者年金は、事業者の方が入られています国民年金の上乗せ年金の制度であります。国民年金ですと満額をかけていても、年間70万円か80万円前後だったと思います。それでは若干足りないという不足額を上乗せするという制度です。似たような制度は表にもありますけれども、国民年金基金です。自営業者がよく入られています。国民年金基金と並んだ農業者の年金が、農業者年金です。年金は65歳から受給ということになりますが、農業生産者の方非常に元気な方が多くいらっしゃって、65歳というのは、まだまだ現役の方が一般的だと思います。いろいろ大きな病気をされない限りは皆さん、担い手として頑張ってくださいと思います。やはり70歳後半、80歳を超えてきますと、現金収入になる公的年金制度の必要性が増してくるかと思います。それから4ページ目に、特徴が出ています。どういった方々が加入できるかというところです。幅

広く加入ができる制度であります。国民年金に加入されている方で、年間60日以上農業従事される方で、60歳未満の方であれば、どなたでも加入ができます。農地名義の無い畜産農家、養鶏養豚の方とか後継者の方も加入ができます。それから、正式にはまだ施行にはなっていませんけれども、加入の対象者につきましても、今は60歳未満までですが、ゆくゆくは65歳まで加入できる可能性も議論されています。それから5ページ目ですが、メリットとして、少子高齢時代に強い積立方式なので、非常に財源的には安定している制度であります。年金給付の財源というのはあらかじめ基金という形で積み上げていますので、非常に安定した制度であります。それから3番目の保険料については、自由に加入者の意思に応じて設定できる、非常に柔軟な制度であります。それから4番目でありますが、終身年金でして、公的年金と同じように、一生涯保障される制度であります。80歳より早く亡くなられても、一時金という形で、80歳より前までにもらえたであろう年金額を、長期金利分を割引いた金額の一時金が、ご遺族に支給される制度となっています。それから6ページ目ですが、税制面でのメリットもあります。保険料につきましても、全額社会保険料控除の対象となりますし、運用につきましても非課税となっています。現在、株とか債権とかされている方はご存知だと思いますけれども、20%近くの源泉徴収がされます。特に今年のように、株価が非常に高く、配当が高い時期には源泉徴収税額が高く感じると思いますが、農業者年金は、そういった運用益については非課税となっていますので、その分は将来的な年金給付に反映されるという形になっています。ちなみに、制度が変わりまして、平成14年度からの農業者年金の運用の平均利回りですが、令和2年度実績で、年平均2.97%のプラスとなっています。最後のページに、年金額がどれぐらいになるかというのが出ていますので、ご参考にしてください。最後のお願いですが、お配りした資料の中で、1枚もののA4のチラシがあるかと思えます。こちらは先ほどご説明申し上げた冊子を要約した、配布用の資料です。委員の皆様、推進委員の皆様におかれましては、農地転用などの確認など、また遊休農地対策がメインの仕事ではあるかと思えます。大変なお仕事だと思いますが、そういった農地関係のお仕事の合間に、また興味がある方、60歳以下の方で、農業者の方、まだ法人化されていないような方に対して、また機会があれば、お声掛けについて、ご配慮いただければ幸いです。こういったパンフレットは必要であれば、ご用意できますので、事務局を通じまして連絡いただければ、ご用意させていただきますし、農業者の方で、より詳しい説明を求められる、ご興味ある方がいらっしゃれば、私が参ります。参りまして、個別にご相談なり、ご説明などをさせていただく機会を持たせていただけたらと思っていますので、今後も農業者年金制度の普及推進につきまして、よろしくお願い申し上げます。私の説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

●会長（松岡繁君） ただいま丸山課長から、農業者年金の加入推進についての説明をいただきました。何かご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 65歳まで加入できる可能性があるのですか。

●香川県農業会議（丸山和伸君） 令和4年5月1日以降の予定が議論されています。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。若い農業者で、この制度を知らない方もいるかもしれません。そういうことがないように、推進活動をお願いしたいと思います。丸山課長、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題2「令和4年度農地等利用の最適化の推進に関する意見」について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい、それでは、失礼いたします。事前に送付しています資料の中の「令和4年度丸亀市農地等利用の最適化推進に関する意見」という資料をご覧ください。7月の総会では、県へ提出する改善意見の提出について報告いたしました。今回は丸亀市への意見として、皆様からいただいた意見をもとに、9月10日の役員会において協議し、ご覧の通り意見案を取りまとめました。この意見書は、本日承認をいただけましたら、来月市長及び市議会議長に提出する予定です。それでは、内容につきまして、読み上げて簡単な説明をします。表紙をめくっていただいて、左の前書きの部分は、時間の関係で割愛させていただきます。それと、すみません、ページ番号が抜けていますので、提出日には入れておきます。それでは、右側のページから、例によって、農業委員会の主要3大業務、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規就農の促進とその他ということで、計4つの項目に分けて意見を記載しています。まず、1番目、担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化についてです。県への改善意見にも入れていました「人・農地プラン」の策定及び見直しに関することですが、コロナ禍で十分な話し合いができない中、令和3年6月30日に本市の「人・農地プラン」の実質化が完了いたしました。しかし、このまま中心経営体である認定農業者・法人等に、農地を集積し、規模拡大を進めることは限界にきています。今後国の方針では、プランの法定化を検討しており、また、中小規模や農業以外に仕事を持つ「半農半X」など多様な経営体もプランに位置づけるとしています。プランの見直しについては、こうした国の方針を踏まえ、地域の実情を反映した取り組みとなるような工夫が必要です。あわせて兼業農家を含め中小の家族経営農家に対しては、重要な担い手として再生産が可能となるよう支援し、「人・農地プラン」の実質化を確実に実行しなければなりません。一方で、拡大志向の中心経営体には、農地の集積・集約化を加速的に進め、効率化や生産コスト削減など収益性の高い農業を実現するための支援が必要です。こうして、多様な経営体がうまく融合することにより、本市の持続可能な農業の実現につなげていかなければなりません。そこで、以下2点要望いたします。

(1) 今後「人・農地プラン」の見直しにあたっては、中小規模や多様な経営体もプランに位置づけることを検討するとともに、これまで対象となっていなかった、これら経営体にも補助制度を創設し、支援するな

ど、地域が目指すべき将来の農地利用の姿（目標地図）を明確にし、実現するためのプラン策定に努めること。

（2）市内には、農地利用の集積・集約化が進まない耕作不便な農地が多数あります。拡大志向の担い手へ農地の集積・集約化を促進するため、各種基盤整備事業の要件緩和、地元負担の軽減等制度の拡充を国・県に働きかけるとともに、事業実施内容についてわかりやすく紹介し、周知し、積極的な活用に努めること。以上、要望したいと思います。

次に、1ページめくってください。

2番目、遊休農地の発生防止とその解消についてです。農地は、我々の生活に欠かせない食料供給の基盤であり、多面的な機能を担っており、継続的な利活用と保全が重要ですが、農業後継者などの担い手不在等により、年々遊休農地が増加しています。今後、遊休農地の発生防止及び解消を進め、有効利用を促進していくための方策として、農地所有者に対し適切な農地管理の徹底を図るほか、コミュニティが希薄になりつつある中、地域共同で農業・農村を守る活動の重要性について、地域の理解と醸成に努めることが必要です。そこで、以下2点要望します。

（1）農業委員会では、農地パトロールや意向調査、農地機構と連携した貸借のマッチングや広報活動等を通して、遊休農地の把握及び発生防止・解消に取り組んでいますが、市長部局においても、農業が持続的に展開できるような施策を講じ、耕作放棄の解消を図るとともに、農地所有者に対しては、農地の適正管理について指導を強化する等、実効性のあるという取り組みを行うこと。

（2）農地、水路・農道など適切に保全管理するためには、地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりが必要です。「多面的機能支払交付金事業」に取り組んでいる活動組織に対しては、支援の継続・拡充及び新たな組織の発足に努め、農地の水源の涵養や自然環境の保全、良好な景観形成を図るとともに、農業生産活動を支援すること。以上、要望します。

次に、右側をご覧ください。

3番目、農業への新規参入の促進についてです。将来の農業の担い手を確保し、後継者を育成することは喫緊の課題です。就業希望者にとっては、住居や農地、農業用施設・機械の確保、技術の習得、資金調達等が障壁となっているため、受けられる支援事業について、周知・啓発に努め、就農後も安定した営農が継続できるような市独自の就農支援策の充実を図る必要があります。そこで、以下2点要望します。

（1）独立、親元就農、定年就農や雇用就農など、あらゆる就農パターンに応じた支援・補助や研修制度をわかりやすく情報提供し、積極的な活用を通じて、新規参入の促進を図ること。

（2）JAや農地機構、普及センターなど農地関係機関と連携し、意見交換会等を通じて、新規就農の課題

を把握し、農業者としての自立可能なモデルケースを提示するなど対策を行うこと。以上、要望します。

ページをめくってください。

4番目、その他です。

(1) 県の改善意見では、転用事業者に対して、周辺の営農活動に関する情報提供を転用許可要件に加えられないかという提案をした内容に関連したものです。混在化が進み、野焼きや農薬飛散など営農に係るトラブルが発生しています。農家側も迷惑をかけないように努力していますが、住民にも営農活動に理解を求める必要があります。私たちの生活に欠くことができない食料供給や国土・環境の保全など農業の役割を広くPRすることで、生産者と消費者の相互理解を促進すること。

(2) 農業生産物の価値を高め、農業所得や農業の魅力を向上させる取り組みに関することです。農業者と加工・販売業者が連携する農商工連携の取り組みや、農業者が加工販売まで行う6次産業化の支援を実施し、丸亀ブランドの商品価値を高める施策を推進し、情報発信に努めること。

(3) コロナ禍において、農業分野でも、消費低迷に起因する農業者の所得減少が見られます。国は各種支援策を講じていますが、本市においても、関係機関との連携により、支援の要件に該当すると見込まれる事業者には、積極的に制度の活用を働きかけること。

(4) 地域の農業・農村・農家を守り、国民の命と健康を守るためには、食料の地産地消が大切であります。農業と食の大切さの意識を高めるため、生産者と消費者の双方向のネットワーク作りや産消提携の取り組みを行うこと。

以上、このような内容で意見を取りまとめました。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「令和4年度農地等利用の最適化の推進に関する意見」につきましては、異議のないものといたします。なお、この意見書については、次回10月20日の総会後に、市長、市議会議長に提出いたします。市長に提出する時には、農業委員にも同席していただきます。時間は30分というようなことですので、提出をして、時間が残りましたら、皆さんと意見交換をしていただきたいと思います。議長につきましては、役員で対応いたしたいと思います。

その他の議題はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） その他で議題はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。次第の裏側をご覧ください。「前回の農家相談開催結果」を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は8月27日金曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は9月6日月曜日、葛原委員で、綾歌市民総合センター開催分は9月10日金曜日、松岡正雄委員で、それぞれ午前9時から11時まで行いましたが、いずれの会場も相談はありませんでした。次に、次回の農家相談の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は9月27日月曜日、大林副会長、市役所本庁開催分は10月5日火曜日、大口委員、綾歌市民総合センター開催分は10月10日火曜日、松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。その他の報告事項はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 本年度の「農業委員会県外研修」の中止について報告いたします。農業委員会県外研修につきましては、昨年も中止だったのですが、それまでは委員の皆様から、研修内容や研修日などの希望を伺って研修先を探しまして、大体11月初旬ごろにバスで1日県外研修を行っていました。しかし、昨年度から、コロナウイルス感染拡大防止ということもありまして、役員会でも審議いたしまして、昨年に引き続き本年度も、県外研修は中止と考えています。よろしくお願ひします。

また、農地パトロール、農地利用状況調査につきましては、皆様暑い中、調査ありがとうございます。調査結果に基づく意向調査など、これからのスケジュールについて次長から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） はい。それでは2点ほど、お知らせいたします。現在、皆様から提出いただいています農地パトロールの調査結果について集計作業を行っているところですが、速報値として、今年度、丸亀市内で新規発生した遊休農地は約80筆、約5ヘクタール分、地権者で言えば約40人分でした。10月初旬に、事務局で、写真を撮るため1度現地確認しますので、そこで若干減るとは思いますが、冒頭、会長のお話でもあったように去年よりは大幅増えている状況です。そこで、今年度の利用意向調査についてなのですが、これまで通りパトロールをした委員に、新規発生分について、コロナ禍ではありますけれども、所有者の方への対面により聞き取り調査をお願いしたいと考えています。そこで、利用意向調査の説明と資料の配布についてですが、現在考えているのが、例えば、来月の定例総会ですとか、また、あるいは意向調査が当たっている方は件数からいって限られた委員のみになりますので、10月中旬から下旬に意向調査をしていただく委員、推進委員のみお集まりいただくなど、現在考えていますが、また、はっきり決まりましたらお知らせいたします。それともう1点、活動時間記録簿、農地パトロール等で活動した時間などを記入

していただくA4の用紙ですけれども、こちらの提出につきましては、9月末で令和3年度上半期分として、一旦集計をしてお支払いいたします。未提出の方は、9月末までに本庁事務局か綾歌・飯山市民総合センターまで提出してください。よろしくお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいま農業委員会の県外研修、それから農地パトロールに関する、利用意向調査のスケジュールの2件の説明がありました。何かご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、報告事項を終わります。

続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。

土地に関する議題につきましては、

議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第56号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第57号「非農地証明願について」、

報告といたしまして、

報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第22号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい。失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いいたします。議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、飯山町上法軍寺・・・合計面積3,712.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、飯山町真時・・・面積84.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、世帯内生前一括贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上2件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」2件は、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは2ページをお開きください。議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、本島町尻浜・・・合計面積484.56㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和30年ごろ建物を増築するなど、これまで隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、本島町尻浜・・・合計面積1,780.06㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和29年ごろ隣接地で開設した臨海学校の施設として、敷地拡張し一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き学校用地として利用するものです。申請地は、農用地区域外

農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、本島市民センターの職員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご異議も無いようですので、議案第53号「農地法第4条許可申請」2件につきましては、原案どおり許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて3ページをお開きください。議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、今津町・・・面積986.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、今津町・・・面積462.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、中津町・・・面積226.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、農家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるもの

考えます。

4ページにかけてになります。

4番、本島町尻浜・・・合計面積1,001.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成15年ごろフグの水槽飼育の建屋を建築し、現在まで養殖場の敷地として利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るため、賃貸借権の権利設定を行い、引き続き養殖場として利用するものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、郡家町・・・合計面積828.37㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、敷地拡張し、車両や資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、中府町四丁目・・・合計面積676.82㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5ページにかけてになります。

7番、綾歌町岡田下・・・12,532.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車両、資材置場の造成整備を図るものですが、一部申請地において、昭和62年ごろ倉庫を建築し、事業用地と一体利用していましたが、今回の申請をもって無断転用の解消を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、綾歌町富熊・・・679.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上8件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地確認をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を全て満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議よ

ろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

7番は、かなり面積が大きいのですが、どういう資材を置くのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資材は足場の仮設材、関係車両、作業用車両それから、足場材料置場として使用されるのが主となっています。

●会長（松岡繁君） 久米委員、これは大丈夫ですか。

●農業委員（久米彰義君） 質問の意味が分かりません。

●会長（松岡繁君） 10,000 m²はかなり広い気がします。車は入ることができますか。

●農業委員（久米彰義君） 今は入ることができます。事務局に聞いてください。

●事務局長（小西裕幸君） 現場は、国道438号線に一部接していますので、そちらから進入はできると思っています。

●会長（松岡繁君） その他ありませんか。無いようですので、採決いたします。議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から8番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」8件は、原案どおり、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（大西良明君） それでは6ページをお開きください。議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」です。6ページから33ページにかけて記載しています。農業委員会の決定を受けて、市が公告することで貸し借りの効力が発生するというものです。

申請件数は合わせて50件、筆数が124筆、面積が124,179.00 m²です。詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を全て満たしているものであり、問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」について、50件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第56号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 34ページをお開きください。議案第56号「農用地配分計画（案）の意見聴取について」です。詳細は、34ページから35ページにかけて、記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第56号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて議案第57号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは36ページをお開きください。議案第57号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、綾歌町富熊・・・面積373.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、約20年以上前から耕作放棄されており、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2番、飯山町東坂元・・・面積2,450.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、約20年以上前から耕作放棄されており、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第57号「非農地証明願について」整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

それでは報告事項に移ります。報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第22号「許可申請の取下願について」を事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは37ページをお開きください。報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてです。報告は2件です。

1 番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 8,448.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農業廃止のため賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番、飯山町東坂元・・・面積 987.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労力不足のため賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

次に 38 ページをお開きください。

報告第 22 号「許可申請の取下願について」です。報告は 1 件です。

1 番、綾歌町栗熊西・・・面積 529.82 m²【議案読み上げ】

この案件は、工事用の進入路として、平成 25 年 7 月の第 38 号議案で農地法第 5 条第 1 項の規定による一時転用許可申請をしていた案件ですが、開発工事が廃止になったため、許可申請の取下願があったものです。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまのご報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で 9 月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。最後に、事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせします。来月の定例総会は、10 月 20 日水曜日午前 9 時 30 分から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をよろしく願いいたします。なお、先ほども説明にありましたように、総会終了後 11 時から、この会議室において農業委員全員で、市長に意見書を提出いたします。その時に、ご意見がある方は一言ずつご発言をお願いいたします。また、議長には、会長、副会長役員 3 名で意見書を提出いたします。

次に、現地調査についてお知らせします。農地転用等の申請締切が 10 月 5 日火曜日になりますので、10 月 7 日木曜日に現地調査を行います。関係する委員には、6 日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

なお、今月の農地利用最適化推進委員連絡会につきましては、コロナウイルス感染拡大予防のため中止といたしました。

それから、通知にも記載いたしましたが、活動記録セットを提出していない方につきましては、早急に提出をお願いいたします。

連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

(午前10時30分終了)